

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 割賦販売と改正

**Q**：当社は、家電製品の小売業を営んでおり、割賦販売をした商品については、割賦基準により収益を計上しています。

ところで、割賦販売についての改正があったようですが、その内容を教えてください。

**A**：割賦基準による収益の計上が認められなくなりました。

### 【解説】

一般に商品等の販売による収益は、その商品等を引き渡した日の事業年度において計上することになっていますが、割賦販売の場合は、代金回収に合わせた計上、すなわち、割賦基準による収益の計上が認められています。

平成10年度の改正により、平成10年4月1日以後開始事業年度から割賦基準による収益の計上が認められなくなり、金利部分を除き、商品の販売等を行った事業年度の収益に計上することになりました。

ただし、平成10年度から14年度までの間については、現行の割賦基準で計算した金額に、次の繰延収益・費用の額を加算した金額をその事業年度の割賦販売等の収益・費用の額とする経過措置が設けられています。

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
1/6	2/6	3/6	4/6	5/6

なお、賦払期間が2年以上であること等一定の要件を満たす商品の割賦販売等については、延払基準による収益・費用の計上ができますので、割賦基準と同様の効果が得られます。契約条件を見直し、延払基準の適用が受けられるように取引形態を変更しましょう。

